

## 農 業 委 員 会 議 事 録

### 第5回農業委員会

#### 1：開催日時

平成22年8月19日（木）午前9時30分～午前10時30分まで

#### 2：開催場所

豊山町役場会議室1

#### 3：出席委員 13名、 欠席委員 3名

出席者	1番	坪井 邦夫	9番	柴田 充藏
	3番	鈴木 利彦	11番	小塚 康孝
	4番	秋田 秀機	12番	秋田 洋實
	5番	安藤 丁士	13番	高柳 幸善
	6番	井上 巖	14番	小出 千昭
	7番	柴田 勝明	16番	戸田 俊一
	8番	坪井 猛		

欠席者	2番	河村 稔	15番	水野 満
	10番	安藤 茂市		

#### 4：事務局 2名

事務局	農業委員会	事務局長	平岩 満
		事務局職員	松井 良廣

#### 5：配布資料

- ①資料No.1 農地法第4条関係(届出)
- ②資料No.2 確認事項について
- ③農業委員活動記録カード
- ④平成22年度農業委員活動記録カード集計表（農業委員会事務局提出用）
- ⑤農地パトロール月間（全国農業新聞切抜き）

#### 6：議事内容

##### (1) 報告事項

##### ①農地法第4条届出受理状況について

- ・総会資料No.1に基づき説明し、以下のとおりの質疑応答があった。

[質疑応答]

##### A委員

何年も前からずっと駐車場として営業してきたと思いますが、役場の

請求の仕方は、どうなっていたのですか。田としての請求なのか、駐車場経営してみえるからということで請求していたのか？

事務局

税金の話ですか？

A委員

税金の話です。

事務局

基本的に税金は、現況主義なので、雑種地の課税になっていると思います。

A委員

現況でやってみえればいいが。

B委員

一度確認する必要がありますね、これは。

事務局長

資料No.1 で現況は雑種地になっているので、雑種地の課税になっていると理解してください。

A委員

そういう時は、申請が出てませんよということは、役場では言わないわけですね。

事務局長

現況を見て課税しています。

A委員

駐車場ずっとやっていた方が、駐車場をやめて畑に直したのに、いつまでも駐車場としての請求が来ると言っているのを聞いたことがある。現状を見て請求するときは、すぐ来るけど、直しても中々直してもらえないという現状があるんですか？

事務局

雑種地から農地も農地から雑種地もどちらも同様にやっているはずで

す。

A委員

駐車場から農地へ変える場合は、申請を出さないと役場は、やらないけど、課税するときは、申請なくてもパッと課税するという話を聞いたことがあります。

事務局

申請が出ていれば、確実に把握が出来るんですが、出ていないとそういったことが、まれにあるのかも知れません。

A委員

申請が出ていない場合は、遡って課税するんですか？

事務局

いつから変わったか確認できれば、そういった方向で話をすると思います。

A委員

それだったら申請出さずに見つかったときからでいいわ、ということになるのではないですか。

事務局

雑種地から農地への変更は、あまり事例がないので、今のお話の方の場合、ひょっとしたら見落としがあったのかもしれませんが、農地から雑種地の場合は、逆によくあるケースでしっかり確認していると思います。

会長

いずれにしても金を取る立場は即決でやると思います。それが変わったときには、白菜を作っていても、申請がなければ従来どおりの雑種地課税になるという可能性が無きにしもあらずということだと思います。それは税務担当者のお仕事でございますので、本委員会としては特に出来るだけこまめに見てやって欲しいとは思いますが。他にご意見はありますか。

C委員

横の連絡というのは、しないわけですか。税務課が現況をとらえて、こちらに連絡があれば、こういうことは無いのではないですか。

事務局

農地台帳と固定資産税のデータと例えば最低年1回は、突合をかけるということをやれば、こういったことは少なくなると思います。税務課は、課税のためという目的で資料を集めているので、農業委員会から地目の情報だけ確認させていただくよう依頼していくことになると思います。

C委員

課税の中身はいらないので、地目情報だけでいいでしょう。

事務局

今後は、やって行きたいと思います。

会長

以前に税務課に内々で、データ提供について、確認したらプライバシーの問題があると言われました。

新農地法では、農業委員会から（農地台帳と固定資産税のデータと）ドッキングするための調査依頼を出来るようになりました。現在、県の主導で整備している水土里ネットワーク、これは、農地台帳が本来の目的ではなく、土地改良だとか開発関係のデータ集約のためのものですが、これも農地台帳としての機能を付加するよう検討が加えられていると聞いています。また、民間業者と日本農業会議所というところが農地台帳用に開発したソフトがあります。こちらは費用が100万円くらいかかるらしいが、水土里ネットの方は、県が主導しているので、うんと安いということです。本町がどちらのものを採用していくのかは、まだ分かりませんが、こういったもので農地基本台帳を拡充整備していけば、データの突合が容易に出来るようになります。もう少し先でないと出来ませんので、それまでは、個々の事例によって農業委員会が町当局へ問い合わせをしていくことになると思います。以前は、プライバシーの保護ということで拒否権があったわけです。

#### C委員

課税標準だとか、税額、そういう細かい内容までは問題だけど、相当前から駐車場で使っていて、公衆の目にさらされていたような事例での現況地目の情報は、個人情報機密を守ることには該当しないんです。雑種地か農地かという情報くらいは問題ない。数が多くて、システム整備のために準備や費用がかかるというのは、理解しますが。それくらいの横の連絡があってもしかりと思ったわけです。

#### 会長

将来は、そういった方向で行くんですが、単純な雑種地か農地かという色分けだけは、誰が見ても分かることですので、オープンにされるような形で行きたいと思います。具体的に課税標準とか税額は当委員会に関係ありませんので、単純なところだけ事務局でケースバイケースで取り組んでいただく。将来的にはピッとやればサッと出てくるような体制を作る方向で今後進めていただきたいので、事務局はいつその努力をお願いします。

### (2) その他

#### ①確認事項について

- ・総会資料No.2に基づき説明し、以下のとおりの質疑応答があった。

[質疑応答]

#### A委員

金融のところのスーパーL資金のLはローンのことですか？

事務局

確認して報告します。

B委員

5条の受理通知の手紙が自宅に届いているんですが、これは現場を確認しなさいということですか。

事務局

はい、そうです。そのときついでに周辺の農地の状況を確認していただけると無断転用とか雑草が繁茂した農地等の早期発見につながりますので、よろしくお願いします。

C委員

今度8月24日に転作の確認で実行組合にも同行していただけたと思いますが、放棄地がかなり増えてきている気がします。市街化区域で非常に草が伸びているところもあります。これを放置していいかということなんです。近所から苦情が出てからでいいのか、農業委員として、担当地区内のことなので、話をしに行った方がいいのか。現状を見ると放っておいては、いかんという気がします。転作確認のときに現状を調べて当局に報告し、地権者のところに話をしにいかないと解決しないと思うんです。草を刈るといくらぐらいかかるか調べてみたら2畝ちょっとのところなんです、2万円から2万5千円ほどかかるということでした。それを年2回やるのはえらいことです。だから前に聞いたと思うんですが、町が畑を借りて1反10万円の予算ということだったと思うんですが、そういう話し合いが出来ていけば解決策になると思います。また、調整区域の田でも相当目に付くところがあります。放置すれば近所から苦情があると思います。地権者と話し合いが必要だと思います。それを農業委員としてやるのは、いいんですが、物好きと思われるので、例えば農業委員が2人行って地権者と話しをすとか、あるいは、事務局が行って話しをすとか。今後、ますます増えると思うんです。

事務局

放棄地でも程度の差があると思います。例えば、たまたま今年だけ草が繁茂しているところとか、家族や後継者がなくて管理する人がいないようなケースもあるかも知れません。手紙を出せば、すぐやってくれるところとか、足を何度も運んでも中々やっていただけないところとかあると思います。ただ、実態が現時点で把握できていないので、とりあえず件数がどれくらいあるのか把握したいと考えています。現状を把握した上で、とりあえずは手紙を出すなど方策を考えたいと思っています。

C委員

例えば耕作放棄地と認定した場合の課税は、どうなるのですか？

事務局

税務課の方に確認する必要がありますが、おそらく農地に見えない農地は、現状では農地として課税できませんよといったことを地権者に確認すると思います。

事務局長

少し補足をさせていただきます。宅地の雑草は、環境・安全係でやるんですが、苦情があると文書でお知らせして、基本的には自分でやっていただくんですが、どうしても自分で出来ないという方にはシルバー人材センターを紹介しています。シルバー人材センターは1㎡63円で受けています。身の丈以上の雑草だとそれに処分費も別途かかってきます。草刈機の貸し出しも行っています。周りが田の場合は、苦情があまり来ないのですが、現状で苦情のあるものは、文書でお知らせするなど対応しています。法律も変わって農業委員会が場所の確認をして、次にどうするのか、全国的には借り上げて何かを作っているところもあります。最近では定年後にやることがないので、田をやってみたいといった話もあります。借り上げたり、それを貸したりといったことをやるのか、検討課題だと思っています。まだ私の個人的な案ですが、耕作放棄等なくす方策を検討して農業委員会に諮って行きたいと思っています。

会長

いずれにしても新農地法によって農業委員会に課せられた義務ということがあります。農業委員は耕作放棄地等のパトロールをしなければならぬとされていますので、本町がどうするかというのは模索中ですが、24日の現地確認を皮切りに図面上に落とししていきたいと事務局が考えているということです。それが整備されたら手分けして農業委員に回っていただくという方向で進まざるを得ないと思うんです。

農業新聞には、8月から11月を推進月間として活動するといったことが載っていました。少なくとも農転が出たときのお知らせを受け取られたら、ぜひとも現地を確認して、周辺農地を確認して、電話でかまわないので事務局に報告をしていただきたいと思います。これからは折に触れて、現地の確認をしていただくということが新法で義務付けされていますので、相当ご協力をいただかなければなりません。その場合の農業委員は、各団体からの推薦の方も一緒に回っていただきますので、よろしくをお願いします。

②委員より、熱田神宮に関するイベントの報告があった。

(午前10時30分終了)

7：農地転用件数

7月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	9,169.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	1,002.00	青山		届出	9	6,115.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	2	1,214.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	13	3,102.40
		0	0.00	豊場				

※ 累計については平成22年1月～平成22年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)